

神戸市北区淡河町における有償運送の必要性について

1. 人口等の状況(平成 17 年国勢調査調べ)

	人口(人)		高齢化率(%)
	(A)	うち 65 歳以上(B)	(B) / (A)
北区淡河町	3,339	991	29.7
神戸市全体	1,525,393	305,301	20.0

2. 公共交通の状況

(1) 路線バス

会社名	系統名	路線数	運行回数
神姫バス(株)	三木～三田・岡場線	6	17回/日
	吉川庁舎前三ノ宮線	1	3回/日

(2) タクシー

- ・北区淡河町内に法人タクシーの営業所はない

(3) その他(過疎地有償運送)

- ・神戸市内に過疎地有償運送はない

3. 淡河町内における公共交通機関の運賃

(1) バス(神姫バス株の淡河町内バス停間運賃)

淡河町内：初乗り 160 円～430 円(10km 弱)

勝雄不動口																	
160	勝雄																
160	160	八幡前															
160	160	160	下河原														
160	160	160	160	淡河													
160	160	160	160	160	淡河本町												
160	160	160	160	160	160	学校下											
190	190	190	190	160	160	160	160	萩原									
190	190	190	190	160	160	160	160	淡河連絡所									
240	240	240	240	190	190	190	190	160	行原								
240	240	240	240	190	190	190	160	160	160	淡河中学校							
240	240	240	240	190	190	190	160	160	160	160	東畑						
320	320	320	320	260	260	260	210	210	160	160	160	上野丘学園前					
320	320	320	320	260	260	260	210	210	160	160	160	160	中山				
360	360	360	360	310	310	310	250	250	200	200	200	200	160	神戸北農協前			
360	360	360	360	310	310	310	250	250	200	200	200	200	160	160	野瀬		
400	400	400	400	340	340	340	290	290	240	240	240	240	170	170	160	粟島前	
430	430	430	430	370	370	370	320	320	270	270	270	270	190	190	160	160	弓ノ木

・吉川庁舎前～三ノ宮線運賃表

北僧尾	160	160	160
	南僧尾	160	160
		淡河本町北	160
			淡河本町南

・三木～三田線運賃表

(2) タクシー料金表(兵庫県下：神戸・阪神ブロック上限運賃)

(単位：円)

車種	初乗り(2.0km)	加算	時間制(30分毎)
特大	710	(213m 毎) 80	2,980
大型	680	(239m 毎) 80	2,720
中型	660	(296m 毎) 80	2,410
小型	640	(326m 毎) 80	1,990

例：中型で4km 走行した場合、660(初乗り)+80×7=1,220円となる。

地域公共交通会議における協議結果について

第 1 回 H19.9.19	協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北区淡河町における過疎地有償運送の必要性、運送の区域について
	構成員意見	バス・タクシー関係者：町外運送(谷上駅等)については、既存の公共交通機関(バス・タクシー)で対応できる →住民代表：町外への移動手段については、三ノ宮～吉川庁舎前線の終発時刻を変更してほしい バス事業者：町内運送については、ある程度やむをえないが、既存バス路線に配慮してほしい →住民代表：自宅近くから最寄バス停までの移動手段は必要
	協議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員からの意見を町内に持ち帰り検討したうえで、地域公共交通会議で再協議する
第 2 回 H20.3.14	協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北区淡河町内に限って①自宅近くとバス停間の運行②町内行事にあわせた特定日運行、を提案
	構成員意見	住民代表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 三ノ宮～吉川庁舎前線の終発時刻変更の検討を前提に、町内運送(上記①、②)に限って検討を進める バス事業者 <ul style="list-style-type: none"> (1)三ノ宮～吉川庁舎前線の終発時刻の変更は社内で検討する (2)住民を自宅近くから最寄のバス停まで運ぶことは路線バスの乗客増につながり、よいことだ (3)特定日運行の際に、既存バス路線上での乗降については配慮して欲しい タクシー事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行区域を町内に限定するのであれば、タクシー事業者としては意見することはない
	協議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>協議事項の①、②について、過疎地有償運送の必要性を認める</u> ・ 過疎地有償運送運営協議会を設置・開催し、登録に必要な協議を行う